



長柄町タウンアドバイザー／千葉大学大学院国際学術研究院 田島翔太

今月は、誰もが使える公園について考えてみます。SDGs の「目標 11.住み続けられるまちづくりを」では、誰もが安全に利用できる緑地や公共空間の確保を求めています。アメリカでは、ニューヨークのセントラルパークに代表される都市公園も、20 世紀になるまで差別による制限の対象でした。日本では戦後、公園がじゅうぶんに足りず、1956 年の都市公園法をもって計画的な整備が進みました。

現在では、公園はグリーンインフラの一つとして、その使い方や意義が多様化しています。例えば、インクルーシブ公園と呼ばれる、子供や大人、障がいの有無などに関わらず、誰もが一緒に楽しく遊べる公園が増えています。また、公園を含む緑と健康増進の関係についても多くの研究がなされており、身近な公園の重要性が改めて見直されています。

(参考) AMERICAN CENTER JAPAN「米国の歴史の概要－南北戦争と再建期」、国土交通省都市局公園緑地・景観課「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」